

\*\*\*\*\* 活動計画書 (受入責任者が記載)

○滞在国・地域 : 英国

- 検疫所長の指定する宿泊施設での10日間の待機対象となる指定国・地域
- 検疫所長の指定する宿泊施設での6日間の待機対象となる指定国・地域
- 検疫所長の指定する宿泊施設での3日間の待機対象となる指定国・地域
- 上記以外の国・地域

※入国前14日以内に滞在していた国・地域を記載し、当該国・地域が上記のいずれの国・地域に該当するかチェックしてください。最新の指定国・地域の一覧については、下記の外務省海外安全ホームページをご参照ください。  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo\\_20210127.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_20210127.html)

○特定行動の予定 :  有り  無し

月 日	曜日	特定行動	
		特定行動	特定行動の詳細
11月20日 (入国日)	土	(日本入国)	日本航空JL***便 羽田空港 午後 帰国
		(待機)	羽田空港よりハイヤー (****社手配) にて自宅へ
11月21日 (入国1日)	日	(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
		(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
11月22日 (入国2日)	月	(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
		(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
11月23日 (入国3日)	火	(検査 (特定行動有り))	クリニック*****にて検査 (特定行動開始のためのPCR検査) 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
11月24日 (入国4日)	水	(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
11月25日 (入国5日)	木	(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
11月26日 (入国6日)	金	(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
11月27日 (入国7日)	土	(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
		(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
11月28日 (入国8日)	日	(待機)	自宅待機 (入国者リスト記載の待機施設と同じ)
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
11月29日 (入国9日)	月	(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
11月30日 (入国10日)	火	(検査 (特定行動有り))	クリニック*****にて検査 (待機期間短縮のためのPCR検査) 移動はハイヤー (****社手配) を利用/会食はなし
		(勤務)	10:00-18:30勤務先の*****社・***室 (個室) で勤務
12月1日 (入国11日)	水	(待機終了)	
12月2日 (入国12日)	木		
12月3日 (入国13日)	金		
12月4日 (入国14日)	土		

個室環境を確保することが必要です。難しい場合には、他者と一定の距離を保つことが必要です。

会食や集会に参加する場合には、事前に72時間以内のPCR検査が原則です。困難な場合には、24時間以内の抗原定性検査 (抗原簡易キット) も可能です。

※ 待機期間中は待機施設等に待機することが原則であることを踏まえ、特定行動の範囲は必要最小限となるよう行動計画を策定してください。  
 ※ 長期間の滞在者の場合、特定行動については、自宅等待機期間中に特定行動を行わなければ滞目的を達成できない事情があると業所管省庁が認めた場合に限り認められますが、留学生及び技能実習生については、一定期間継続して就学や実習等を行うものであり、そうした事情は想定されず、水際対策強化に係る新たな措置 (19) に基づく行動制限の緩和は認められません。